

平和を実現するために

- 戦争協力の強制に対する非協力の決議 -

2003年11月24日
カンバーランド長老キリスト教会日本中会

「平和を実現する人々は幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ 5:9)

私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、私たちの国が過去に犯してきた罪を悔い改めて、日本国憲法を遵守し、基本的人権を尊重し、平和を愛する歩みをするを願ってきました。そのような私たちの願いを踏みにじり、有事関連三法案（「武力攻撃事態」法案、安全保障会議置法改正案、自衛隊法改正案）が、6月6日、国会において可決、成立しました。この法律では「武力攻撃事態」を「武力攻撃（武力攻撃のおそれのある場合を含む。）が発生した事態又は事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう」と定義しています。「おそれ」「予測」などの曖昧な表現によって、安易に「有事」を作り出し、戦争体制を作り出すことができるようにしています。さらに、「国民は……必要な協力をするよう努めるものとする」とし、国民を戦争協力に駆り出そうとしています。さらに、日本国憲法の根幹である基本的人権の保障についても、単に「尊重」するとして、武力攻撃事態に対処するために「制限が加えられる」ことを規定しています。私たちは、これら三法による戦争協力の強制を受け入れることはできません。

私たちは、「平和を実現する」者として、次のような決議を行います。

1. 私たちは、日本国憲法に謳われている平和主義に生きます。

日本政府は、有事体制の確立のために「国民保護法案」などの新たな有事法案を提出し、「戦争放棄」を謳った憲法9条を変えようとしています。私たちはこのような動きに反対します。

2. 私たちは、隣人を愛することに努めます。

私たちは、日本に対して武力攻撃を行なう事態を想定して隣国を敵国扱いしている「有事法制」を認めることができません。私たちは、隣国に敵対するのではなく、聖書に基づき隣人愛と和解の福音を説き続けることで「平和の実現」を目指します。

3. 私たちは、戦争協力をしません。

私たちは、「有事法」に基づく避難訓練等が、主日礼拝と同じ時間に行なわれても、礼拝を優先して守ります。

私たちは、戦争に協力するために教会堂、牧師館、その他の教会の施設や土地を提供しません。

私たちは、思想・信教の自由を根拠として戦争への協力を拒否する人々と連帯し、それらの人々のために祈ります。